

第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会(第四回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金)午後1時00分から
- 2 開催場所 オンライン開催
- 3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、室田委員、森委員、浦田委員、横山委員、田野委員、長谷川委員、土屋委員、田野委員
(以上10名)

【都側出席者】

高橋生活福祉部長、大久保生活福祉部計画課長、畑中生活福祉部地域福祉課長、小澤生活福祉部生活支援担当課長、吉野総務部福祉政策推進担当課長、高井総務部区市町村連絡調整担当課長、山縣指導監査部指導調整課長、行本医療政策部医療政策課長、富山保健政策部保健政策課長、瀬川高齢社会対策部計画課長、木村少子社会対策部計画課長、西脇障害者施策推進部計画課長、石塚健康安全部健康安全課長、新倉感染症対策部計画課長、三浦都民安全推進本部総合推進部企画調整担当課長、山本生活文化局都民生活部地域活動推進課長、堀澤住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、軽部教育庁総務部教育政策課長、野呂産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長

4 会議次第

- 1 開会
- 2 東京都地域福祉支援計画の素案について
- 3 パブリックコメントの実施について
- 4 閉会

○高橋委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会、第4回になりますが、これを開会させていただきます。

お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。初めに、当委員会は設置要綱に基づき、公開となっており、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

それでは、事務局より、配付資料及び本日の委員の出欠状況についての説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○大久保課長 保健局生活福祉部計画課長でございます。

お送りした資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございまして、資料1、本委員会の設置要綱、資料2、委員・幹事名

簿、資料3、本委員会の検討の進め方、資料4、第二期東京都地域福祉支援計画の概要案、資料5、素案の前回からの主な変更点、資料6、東京都地域福祉支援計画素案（修正版）、資料7、パブリックコメントの実施についてでございます。

以上、資料が届いていない等の不都合はございませんでしょうか。

では、次に、本日の委員の出欠状況でございます。東京都民生・児童委員連合会の田中委員よりご欠席のご連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様にはご出席いただいております。

続きまして、Web会議システムでの委員の皆様のご発言方法について、毎回ではございますが、ご案内します。ご発言の際は、画面上にて挙手していただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除し、お名前の後、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度ミュートにしてください。接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合は、チャットを使用してお知らせください。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですが、カメラをオフにするか、一度退出して再度ご入室ください。

なお、今回の会議では、委員及び事務局のみカメラをオンにし、発言時を除く幹事及び傍聴の方はカメラをオフにしてご参加いただくよう、お願いいたします。

また、本会議の議事録は、東京都のホームページにて公開いたしますが、各自の録音、録画についてはご遠慮ください。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、今日の議論の進め方になります。資料3、本委員会の検討の進め方をご覧ください。本日の第4回検討委員会では、前回に引き続き、計画の素案について、議論を進めてまいります。今回が、パブリックコメントの実施前としては、最後の議論の場となります。パブリックコメントというのは1か月ほど必要だということで、ちょっと時間的にも制約があるようでございますが、前回、ご熱心にいろいろな角度から議論をいただきました。これも受け止めまして、前回からの変更点を中心に、素案の内容の説明とパブリックコメントの実施の案について、併せて説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○大久保課長 それでは、事務局から素案の内容のご説明、前回からの変更点、パブリックコメントの実施内容について、ご説明いたします。

まず最初に、資料4をご覧ください。こちらは、パブリックコメントの際の参考として、本計画の概要を示したものでございます。計画は、全部は載せきれませんので、一般の方が見ても分かるような形で、計画の概要を載せてございます。

まず、計画の概要、第1章第1節の（1）（3）から引用しております。根拠として、社会福祉法第108条に規定された法定計画として策定すること、また、期間を6年間とする旨、記載しています。

次に、計画の目指す姿になります。第1章第3節から、東京における地域共生社会の

実現に向け、関係者が一体となって地域福祉を推進する。地域共生社会とはどういった概念か、また、この計画の三つの理念、それぞれ第1章から引用して記載しております。

次に、地域福祉推進のための施策の方向性になります。こちら、第3章第2節、第3章第3節、第3章第4節からそれぞれ表題を引用しております。改定の主なポイントですが、前計画後の社会情勢の変化、社会福祉法の改正であったり、コロナ禍の影響を記載していること、また、顕在化した複合的な地域生活課題について、新規であったり、また、詳細な記述をしている、例に挙げて、ヤングケアラー、ひきこもり、一般都民の方に身近な課題である、そういったところを述べてございます。また、区市町村の取組状況ということで、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介する予定でございます。

なお、ここには書いてございませんが、前回、委員からご提案のありました前期計画で紹介した事例が今どうなっているのか、その辺りは事務局で調査しまして、巻末資料と一緒に載せたいと思っています。

最後、「おわりに」ということで、都民の方一人一人へのメッセージとして、行政用語ではありませんが、分かりやすい言葉ということで、「いわゆる」をつけさせていただいて、「いわゆるジモティの意識」ということで、都民の方一人一人に当事者意識を持っていただきたいということで、概要を作成しております。

続きまして、資料5をご覧ください。前回、委員の皆様からいただいたご意見については、なるべく今回変更点に加えております。全部ではございませんが、主な変更点として、資料5に記載をさせていただいています。この中で、さらに大きな点について、資料とともにご説明します。

資料6を同時にご覧いただければと思います。まず、第1章、13ページ、第3節、地域福祉の「圏域」でございます。こちら、これまでの委員会の中でご議論いただいております圏域のイメージになります。事務局として、前回までは小学校圏域、中学校圏域という言い方でしたが、地域によって実情が異なることから、小圏域、中圏域という言い方しております。図につきましても、前計画のときは、地域の資源を網羅する形で、ここに取り上げていましたが、どの方がどこの圏域と整理し難い部分もあったので、どちらかという、全体イメージ図ということで、このような形にしております。ここは、本日、委員の皆様にもご意見をぜひいただければと思います。

続きまして、資料5の2ページ目になります。第3章に追加した部分をご説明いたします。第3章第2節、18ページをご覧ください。前回、新保委員からも就労という目線も必要ではないかというご意見もいただきました。東京都におきましては、いわゆる就労とは異なる観点で、様々な事情により就労に困難を抱える方への取組として、ソーシャルファームを、条例を設置して、推進しているところでございます。こちらについて、新たに地域の資源の一つとして記載をしております。

続きまして、同じく第3章第2節、24ページをご覧ください。これまでも地域での見守り活動等の記載はございましたが、再犯防止について、東京都では、平成30年度に計

画を策定して、地域の中で再犯防止の見守りの活動をしていこうと、そういう計画を立てております。そちらについても、地域の視点ということで、今回、記載しております。

続きまして、資料5の3ページ、資料でいきますと、3章3節、25ページから28ページ。ひきこもりの方への支援になります。28ページをご覧ください。前回、取組の方向性が調整中ということになっていましたが、支援協議会での提言が出ましたので、そちらを記載しております。ひきこもり支援協議会の提言で出された目指すべき姿、七つの方向性に向かって、都と全区市町村が参加するひきこもり支援推進会議、こちらにおいて、支援の都の施策や区市町村の好事例を情報共有していくと、こういった記載を追加しております。

主な変更点については、以上になります。詳細につきましては、資料6をご覧ください。

続きまして、パブリックコメントについてご案内いたします。資料7をご覧ください。パブリックコメントの期間は30日以上ということで定められておりますので、年内の計画策定を目指して、11月上旬から12月上旬までパブリックコメントを実施したいと思っております。パブリックコメントで出たご意見につきましては、事務局のほうでまた整理いたしまして、計画に反映していきたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

すみません。1点、追加いたします。

委員の皆様のお出席状況でございますが、笠原委員より欠席のご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、概要に章別のところが記載していただいておりますので、イメージを組み立てていただくには、これでよろしいかと思えます。

それから、事務局のほうから少し、委員の皆様のご指摘を踏まえながら、再点検して、文章を直したり、追加したりという、そういう作業を積み重ねてきて、昨日送ってくださったわけですが、パブリックコメント素案にこぎ着けるためには、今日、皆様からご意見をいただきながら、必要な修正は後日させていただくということになります。

その手順は後ほど申し上げますが、まずは、委員の皆様お気づきのところから、できれば、ボリュームがございますので、資料の第1章、第2章第3節は一部、幾つか分かれておりますが、そういうことで、少し分割して議論をするというほうが、指摘をいただきやすいなと思っておりますが、そうさせていただきます。まずは、全体的に何か、それから、この圏域は皆さんに議論していただきたいということで出ておりますので。全体的に何かあれば、この圏域の話をちょっと先にやったほうがいいですね。かなり地域福祉支援計画のとても大事なコンセプトになる出発点のようなところがありますので、これは、委員の皆様からゴーサインを出していただけるかどうかという、そういうものでもありますので、ここから議論しましょうか。

どうぞ、ご意見のおありの方は、声をおかけいただくという形になろうかと。よろしくお願ひいたします。何か、ございますでしょうか。これでよろしいか、よろしくないかも含めて、よろしいというご意見があれば、それでももちろん結構でございます。

前回、ご指摘いただいた委員は、どなたでしたっけ。

このイメージを基に、それぞれの地域でご当地バージョンをつくっていただくというような形になるのかなど。もう既に今までの計画が動いておりますが、その次の段階で、これを参考にさせていただけるといいなという、そういうことになろうかと思ひます。

よろしゅうございますか。またお気がつきになりましたら、戻っていただくということで、ご指摘いただいて、また議論、やぶさかではありませんので、全体として、何かなければ、章ごとに意見ございますかというような形式でやりたいのですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、目次に従ひまして、第1章は、5節に分かれておりまして、計画の位置付け、策定の背景、基本となる考え方、計画の理念、計画の構成ということになっておりますが、この章の中でお気がつきのこと、ご指摘等があれば、ご発言をいただけないでしょうか。

小林さん、何かありますか。よろしくどうぞ。

○小林副委員長 ありがとうございます。

大変適切に、修正していただいてよかったですと思ひます。

私の見ている資料でお伺ひしたいのは、まず、2章第1節の1の計画の趣旨です。「未来の東京」戦略が今回取り上げられているのですが、この「戦略」と、今回作成している地域福祉支援計画との整合性はどうかののでしょうか。戦略のどのような要素がこの地域福祉支援計画に入ってくるのかということ、事務局から簡単に説明していただければと思ひます。

それから、次のページです。「広げる」という要素を④のところにつけていただきましたが、これが一番外側の枠に入っています。それから、①も同じ外側の枠に入っていますが、そうすると、支えるという枠と広げるという枠が同じと考えるということになりますが、それでいいでしょうか。

先のほうに行つていただいて、先ほどの圏域のところですね。圏域の12ページで地域共生社会の概念が説明されていて、その次に、これは元に戻つて社会福祉法第4条ではこう書いてありますとなっています。社会福祉法第4条の説明は前に出ています、地域共生社会との関係でわざわざここに社会福祉法第4条を入れるというのはどうしてなのかと考へていました。

それから、13ページです、ここでは、③が区市町村の地域福祉計画に基づきなので、次が②になっているのはどういうことか。④ではなくて②なんですか。

○大久保課長 ④です。失礼しました。

○小林副委員長 これは直つているわけですね。

○大久保課長 はい。④です。失礼いたしました。

○小林副委員長 わかりました。

それから、全体的なこととして、圏域についてはいろいろな考え方があるかと思いますが、一般に、「相談」をベースとする圏域と、「資源」の圏域があるのではないかと思います。資源やサービスは、一般的に広域で利用されている。自治体が提供するようなサービスでも民間サービスでも、圏域というよりも、全域になってくるかと思いますが。ここでいう小地域というのは、相談する拠点でもあるし、ある意味では、資源にもなるということなんでしょうか。居場所等が地域ごとにできてくるということは分かりますが、この辺の考え方、今回の重層的支援の考え方ですと、相談のシステムと参加支援という概念が出てきていますが、その参加支援も小地域でというようなことになるのか、中圏域なのか、もっと広い区市町村圏域なのか。その辺の考え方があってもいいかなと思います。

後でも出てきますが、今後、参加支援をどのように考えていくかということについても、今回の支援計画ではなく、今後検討するといいかと思います。

差し当たって、そのくらいのことを考えておりましたので、よろしく願います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

事務局、きちんとちょっとマークをしておいていただきたいと思うんです。

最後の圏域の話は、なかなか見せ方として、もう一工夫要るんだけど、技術的に難しいなというのが正直な感想で、人間がダイナミックに動く中で、圏域が使われていくみたいなどころ、それこそ地域生活課題というのの表れ方が圏域の中でどう表れて、その地域生活課題の解決がどういう形でリソースから提供されるかと、ある種のダイナミクスですよ。それをフラットのこういう範囲に表現しようとしているので、だけれども、圏域の中にそれぞれ意図して、例えば、自治体は区役所の範囲と支所の範囲と、それぞれの施設がある。法人もそうだろうし、NPOもそうだろう。そこら辺の関係性みたいなものをもう一回、みんなで理解し合おうと、地域を通じてということなので、いろんな物の見方があるけれども、ここはどこに絞って、どこでどう諦めるかみたいなどころもちょっとありそうだなと思って、小林さんの示唆をちょっといただいて、もう一考えできればいいなというふうに思いました。

どうぞ、今の小林さんのご指摘と関係するところ、それから、それ以外のところでも結構でございますので、ご発言をいただけないでしょうか。

何かご意見ございますか。本文をちょっとお出しいただくと。

どうぞ。それでは、大田区の課長さんのほうから発言いただいて、室田先生というふうに、そういう順序で、どうぞ。

○長谷川委員 大田区の福祉管理課長、長谷川でございます。前回欠席だったので、申し訳ございません。

先ほどから話になっている圏域のところですけども、小学校、中学校という、ある面、私ども、この間お話ししているように、大田区は大規模な自治体の中に入ると思うんですが、人口74万ということで、小学校圏域という単位で書かれちゃうと、公立の小学校だ

けで大田区は59校ございますので、そういった意味では、こういう小圏域、中圏域という記載のほうが非常に区の実態に合わせて考えていけるというところで、私はこうしていただいたほうがいいなど、そんなふうを考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋委員長 それぞれの自治体の特性を踏まえたということは、全くおっしゃるとおりでございます。ご理解いただいて、大変ありがとうございました。

それでは、引き続き、室田委員。

○室田委員 資料でいうと3の1の、3章の第1節の4ページの最後の部分が重層的支援体制の内容になっているんですが、ここでは、重層的支援体制整備事業を創設したことと、任意事業ですが、区市町村の努力義務とされていて、これらの取組を一体的に実施することとされていますという、比較的ニュートラルな表記になっているなどというふうに感じていて、こういう、少し都としての姿勢みたいなものは、ここに書かなくていいのかなというのを少し感じたところです。

例えば、積極的にこの重層的支援体制整備事業を各区市町村が取り組んでいくことを都として支えるみたいなことを書くのか。もしくは、もうこれは全国一律でこういう枠組みが設けられている事業ですので、ここになかなか該当しないような事例に対して、独自に重層的支援体制整備事業に類するような形でサポートしていくとか。そこまで書くと、ちょっと予算につながるとか、具体的な表記は難しいのかもしれませんが、何かすごく国はこういうことをやっていますよというニュートラルな内容になっていて、都の姿勢というか、計画のスタンスを示さなくていいのかなというところが疑問に思って、僕自身は示したほうがいいのではないかなと思っているところです。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございました。

これも、重層的支援体制整備事業は、ある意味、国の目玉みたいなところがあって、それで、しかも、今までの支援の在り方をもう一步乗り越えたいという、そういう意思があるので、単に解釈だけでは、紹介だけではちょっと不十分ではないかという……

○大久保課長 先生、すみません。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○大久保課長 先生、すみません。ちょっと場所が離れてしまっていて、大変分かりづらくなって、申し訳ありません。第3章第1節のところは、重層の紹介という形で、こういった記載になっていますが、第3章第2節で、東京都の意見としては、第3章第2節の5ページの方に。

○高橋委員長 これですね。

○大久保課長 事務局でも、この記載を先ほど先生のご指摘のとおり、どこに書くか、迷ったところです。都としても、そもそも包括的支援体制整備を進めるに当たって、その重層的支援体制整備事業は、非常にそれを体現するためには、効果的な一つの手法であると

思っております、こういったところを任意ではありますが、区市町村が取り組みやすいように、都としても協力をしていきたいと、そういうふうに考えております。

ですので、もし、差し支えなければ、ちょっと二重の記載にはなってしまいますが、この辺の考え方を第3章第2節のところにも記載するというので、よろしければ、やらせていただきたいと思います。

○高橋委員長 そうしますと、ここは、国の施策の紹介ですと。なお、東京都の方針は第何節、何ページというふうにノブルを打って、そこへ飛ぶように矢印みたいな感じで、取り組むことにしているというか、そういうのを補って、そのままでしょうか。というのは、やっぱり国の考え方はそれとして、ちゃんと社会福祉法から始まり、いろんな整理をしておいて、東京都の施策を混ぜちゃうと、ちょっとそこら辺がごちゃごちゃになるので、「なお、この国の提言を踏まえて、東京都としてはこういう施策を打つことにしている」として、何ページを見ようということで、こんな整理で、室田先生、いかがでしょうか。

○室田委員 ありがとうございます。すみません。僕がちゃんと読み込めていなくて、ご指摘のとおりだと思いますので、そのような変更をしていただけると、なおよいかと思います。ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

やっぱり東京都としての政策パッケージみたいなものはまとめて置いておいたほうが良いと思います。そういう整理で進めさせていただきます。

ほかに何か、今のもの等も含めましてももちろん結構ですが。

○浦田委員 よろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○浦田委員 若者支援という言葉があまり取り上げられていないのではないのでしょうか。子どもは入っているんですが、子どもというと、学齢期までを指すのかなと思います。実際に、ひきこもりの問題の多くが、不登校を経験されている方に多く、ひきこもりの記載のところに「若年層」という文言は入っているんですが、若者の支援が市町村域では支援体制としてとても弱い現状があるように思います。自殺ですとか、ひきこもり、ヤングケアラーというような横断的な対策が必要な課題と、学齢期後の若者への支援体制の弱さに関係があるように感じていますし、学齢期後から20代前半ぐらいまで、社会に出るまでにドロップアウトしてしまう方たちというのが、かなり大事な支援の対象なんじゃないかなと、現場では思っています。この辺りの問題を計画の中に盛り込むほうが良いのではないかと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。

とても重要な指摘をいただきました。昨日、ちょっと打合せをしたときも、ヤングケアラーって何と言ったことがあるんですが、何となく情緒的に意味不明に使われている、ヤングとは何だという話になって。ということを含めて、言葉遣い、概念をちょっと書き出

して、少し相互の関係を見る必要があるなど。それから、浦田さんがご指摘になったのは、養護施設退所者に典型的にあらわれる課題で、就労の問題、住まいの問題、孤立孤独の問題など問題が複合的になっていると伺ったことがあります。

○浦田委員 そうですね。

○高橋委員長 聞いております。そうすると、それはどういう言葉で表したらいいのかという、そういうことを含めて、若者一般の話と、やっぱりそれこそ課題を抱えた若者という概念があって、それが児童福祉法上のカバーされていたものが過年齢になって、カバーされなくなって、問題が深刻化するというお話とか、いろんなフェーズがあるような気がして、それをどういうふうにするかは、ちょっと頭の体操を含めて、事務局と一緒にやらないといけないなという。

それで、ごめんなさい。今の話と全体関係するんですが、本当は索引をつけたいんです。最後にインデックスをつけて、この問題、というのは、これは縦割り計画じゃないので、高齢者といったって、いろいろだという話になりますし、そうすると、そこら辺の、要するに、これは奥田知志さんが言っていた者福祉という面白い表現、児童、障害者、高齢者、生活困窮者などで、実は、者福祉では解けない課題が、まさに、今のご指摘の若者はそうですよね。それぞれの課題の違いが明確、フェーズが全部、局面も違うので、使い方が物すごく難しくなっているけれども、やっぱり若者の問題よねという、そこら辺のことを、委員の皆様のお力をいただいて、知恵を働かせたいのですが、何かご提案とか、構成でもいいのですが、ありますか。

要するに、制度概念として動いていたものに加えて、制度では救い切れない、捉え切れないような課題が表れているというのは、実は、孤独、孤立の話も、子どもの孤立、それから、高齢者の孤立、それから、就労層の孤立、ホームレス的に非常に見える形での孤立から見えない孤立、孤独の話まであるわけで、これは、いろんな議論がこれから起こる話ですが、地域福祉の中でどう捉えるかという。この計画として捉えるというのは、大変貴重な視点だと思いますので、何かご意見、委員の皆様からございますでしょうか。

多分、パブリックコメントを出すと、そういう指摘も恐らくいろんな角度から地域福祉というのは、今まで福祉って、対象って概念でいろいろ議論していたんだけど、地域福祉の対象って何ですかという、この大議論ですが、そういうことも含めて関わる。これはやっぱり地域生活課題というふうに、厚労省が社会福祉法で言ったものの、様々な表れ方、関わる若者世代の場合の表れ方と言葉遣いというか、範疇というカテゴリーの概念がどういうふうに使われるかという話ですよね。

○小林副委員長 委員長、よろしいですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。よろしく。

○小林副委員長 今と関連してですがよろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○小林副委員長 先ほどの資料の第1節の計画の位置付けの5ページの図なのですが、今

の浦田委員のお話ですと、例えば、子ども・若者という対象者の概念を入れて、四つの円にすることによって済むのか。それとも、ヤングケアラーみたいに、どういったらいいんでしょうか、対象者別の制度にのらない、どこでも、どの世代も起きている生活課題ということになってくると、この図でもないなという気がします。例えば、先ほどのテーマとの関連ですと、ここに、例えば、子ども、若者みたいなことを入れるということは可能ですね。でも、ひきこもりというのはここにもおさまらない、経緯としては、子ども、若者そのままひきこもりや8050になるというようなプロセスがあるということだったんですが。

それから、もう一つ、これと関連して、14ページの図なのですが、この図との関係ではどう考えるか。

○浦田委員 すみません。浦田です。

そうなんです。若者支援って、市町村ごとの計画がないことが多いので、どうしても福祉の対象者として漏れてしまうんだろうと思うんですけど。支援の中で予防的な概念というところまで含めれば、入るのかなという気もするんですけども。恐らく制度を対象にして、中心に描かれているので、どうしてもそういうところの漏れがあるのかなというふうに思っています。

○小林副委員長 よろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○小林副委員長 この図では、福祉というのは、ほかの医療とか保健とか生活支援と同じレベルになったわけですね。これは福祉が制度化されて、支援のサービスの仕組みとして、載っていると思うのですが、「福祉」にはもうちょっと奥行きがあって、何かこういう制度に載らない部分があるというのでしょうか、サービスとは別の次元で、住民あるいは人々の支援をするという意味があるのではないかなという気がしました。対象者概念でもないし、こういうサービス化し、制度化された概念でもない、もう一つ何か違う次元で福祉って捉えられるのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと今、チャットで出そうかなと思っているのがあるんです。エリクソンの例のライフステージの議論をちょっと借りて、いわゆる、要するに、それこそ今、小林先生がおっしゃったように、ウェルフェアじゃなくて、ウェルビーイングという視点でつかまえると、どういうことになろうかというのをちょっと学生に講義した、ちょっとお恥ずかしい図なんですけど、要するに、地域生活課題という話が出たので、ちょっとそれはどうしても今までは輪切りにして捕まえていましたでしょう、高齢期とか。それを一つのライフコースの中に入れると、どういうことになるかというのを、ちょっと、今、これはチャットで添付できますか。

○高橋委員長 ちょっと先に話を進めていて。

○大久保課長 高橋先生、今の時間に先ほど小林先生からお尋ねのあった件、事務局からお答えしてよろしいでしょうか。

○高橋委員長 もちろん、そうしてください。

○大久保課長 ありがとうございます。

小林先生からご質問いただいた、まず1章の4ページ、「未来の東京」戦略との関係ですが、東京都の、一番の上位計画として、政策企画局で「未来の東京」戦略を策定して、東京都が今後、施策を促す上での大きな羅針盤のようなものになっています。各局で施策を展開するときは、これに基づいて展開するということになっておりまして、そういった意味で、この未来の東京戦略が、どういうふうにごこと関連するかというと、戦略の中にあるように、誰もが集い、支え合う、この中で地域福祉という概念が入っているので、「未来の東京」戦略にこれを落とし込むと、どこになるかということ、ここだということ、ただ、先生ご指摘のとおり、イコールではないので、やはりイコールというよりは、東京都の目標として、大きな方向性で人が輝く東京というところを目指している、そこを目指して、この計画を策定すると、そういった内容になっています。

続いて、5ページの図の「広げる」のところですが、先生おっしゃるとおり、④の広げるとするのは、ちょっと動きを表している、ほかの分野に広げていくということ、今、こういう表記になっておりますが、図については、もう少し考えたいと思います。

次に、12ページ、地域共生社会の説明の後に、社会福祉法が載っているのが少し違和感があるというところですが、先生おっしゃるとおりで、多分、先生方にとりましたら、何でわざわざここでこんなことをもう一回言うんだというところなんです、何も知らない都民の方がもしこれを見たときに、地域共生社会ということがいきなり出てきて、これは何のことかとなったときに、そもそも法律で地域福祉というのはこの地域共生社会を目指すよというふうになっていますという、その説明のために入れていた趣旨でございます。

事務局の説明は以上になります。

○高橋委員長 ありがとうございます。

小林先生、いかがでしょうか。少し、これは、今日の議論を整理して、もう一回、パブリックコメント用のものを作る段階で、後で申し上げたいと思いますが、委員長、副委員長でちょっと作業をしなきゃいけないなという感じでございますので、またそのときにご協力いただきたいと思います。

○小林副委員長 地域共生社会は、言葉ではよく分かるのですが、それを具体的に、どのように展開していくかとなると、やはり目標概念なので、分かりにくいですね。制度でどのように対応していくかが分かりにくいので、その辺を計画として、どのように地域共生社会を捉えるかを検討していただければと思います。

○高橋委員長 おっしゃるとおり、地域共生社会をブレイクダウンして、構成要素的に大事な落としてはならない要素って何だろうかということ、ちょっとディスカッションしながら、行政の計画の言葉にそれをフィットさせていくという、そんな作業が、単に助け合いが豊かであるとか、そういう話ではないので、そういうふうにご話を受け止めさせ

ていただきますが。

取りあえずは、この件で、これも委員の皆様からご意見がいただけそうなテーマですが、ございますでしょうか。

○土屋委員 すみません。稲城市の生活福祉課長、土屋と申します。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○土屋委員 先ほどのやはり対象者、ヤングケアラー、それから、ひきこもり等々、どういった、要するに、明確な定義があるようすけれども、これは分かりにくいというようなことあるかと思えます。現場で、こういった方々を今後どうやって支えていこうかというところを議論しているわけなんですけれども、やはり極論を言いますと、自分の学校生活ですとか、若者としての生活をしっかりと行っている中で、親の介護ですとか、兄弟の介護をしている方もいらっしゃる。それから、ひきこもりなども、やはり他人様に迷惑をかけずに、一人だけ引き籠もっているという方々もいらっしゃるわけですね、極論なんですけども。

ですので、そういった意味では、私ども、現場のほうでは、やはり優先順位をつけていかなきゃいけないのかなど。同じひきこもり、例えば、同じヤングケアラーといっても、重さ、いわゆる深刻さ、そういったものについて、ある程度、自分たちなりの優先度をつけて、そして、一つ一つ優先度の重い方々から対応していくということを、ちょっと準備して考えていかなければいけないだろうと。そういったときのやはり判断基準としては、地域、近隣の方々に、まず迷惑がかかるのかどうなのか。それから、ご家族や近隣の方々が心配をされている、社会的にやはり非常に心配な点がある。そういったことがどのくらいの重さがあるのか。そういったようなことを、いろいろ兼ね合わせて、まだ本当に考えているだけの最中なんですけども、そういったいろんな要素でもって、優先度をつけていく。

当然、これはもう対象としては、優先度にかかわらず、全部対象にはなるんですけれども、現実的に、いわゆる重層的な支援体制を構築していこうというときにはなりますと、やはり人的な我々の限度もあります。財源的な限度もありますので、やはりそういった優先順位を自治体として自分たちなりに考えながら、一つ一つ上から重い、深刻さの強いものから対応していかざるを得ないだろうなというふうに考えております。

ちょっと本当にこの計画自体に影響するものではないかもしれませんが、一自治体のちょっとこの担当部署としての意見、参考になればということで、お話しさせていただきました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変大事な視点で、行政の取組み方というのは、そうなんだろうなと思いついておりましたが、このアプローチに対して、何か示唆的、示唆するご意見、ご発言等がありますでしょうか。

○浦田委員 では、よろしいでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ、浦田さん。

○浦田委員 先ほど若者支援という言葉を入れさせていただいたのも、その一つなんですが、現場で困難なケースに関わっていると、地域福祉って予防がすごく重要なんだろうと思います。福祉の対応が事後的になってしまうことが多く、事後になると、マンパワーもコストも非常にかかるという現状があります。そういう意味で、予防としての福祉がいかに機能していくかで、その後の展開が全く違ってくるということを考えると、地域福祉支援計画としては予防の視点、予防というと、なかなか支援対象として分かりづらさがあるんですが、地域福祉計画はその視点が非常に重要なんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

今のお話を伺って、要するに、給付や施策の提供計画と同時に、大昔に地域福祉計画を議論したときに、やっぱり行動計画的な側面がある。アクションプランというんでしょうか。あるいは、アクションではないけれども、とにかく見守るという。見守るというのは、伴走的支援という話とちょっと非常に通ずる話。見守りだけが伴走的だとは思いませんけれども。だから、支援の在り方論をやっぱり丁寧に行政の今ご説明いただいたような形で載せる場合と、民間の活動に載せる場合と地域住民とか近隣住民のアクションの話とって、それぞれどうもフェーズがありそうだなというふうに、お話を伺っていて、行政の場合は実質的にそういう形でペナルティーをつけて、介入するという話の一つあるんだけど、最近の議論でいうと、やっぱりいろんな、これは参加支援とも関係があるんだろうけども、活動の場を用意するという、環境づくり的な側面も結構ありそうだなと思いながら、小林先生、ちょっと今の説明どうですか。ちょっとそこら辺、整理できますかね。ちょっと振って、恐縮ですが。

○小林副委員長 少し難しいのではないかと思います。

やはりどこから見ているかによって違うので、先ほど稲城の課長さんがおっしゃってましたように、地域住民から見て心配な人というのは確かにいると思います。そのとき、本人からどこかに支援とか、助けを求めることができないとかと考え見ると、今の言葉でいうと、やっぱりアウトリーチ事業になると思うのですが、そのアウトリーチで話をきちんと聞けるような、関係形成ができるような、そういう仕組みがあるのは、私は必要だと思います。ただ、それをどこかのサービスとか給付につなげるというのは、まだ何かギャップがあるような気がするので、その辺をどのように言語化するか。予防といっても、コロナの予防とは全然意味が違って、これは個別性がすごく強い予防の意味になってくると思いますので、どのように予防という概念を具体化するかは課題かなという気がします。

○高橋委員長 おっしゃるとおりで、予防という概念はあんまり軽々に使いたくないなという気がするの、介護予防とかフレイル予防って、あれがいろんな意味で使われている

ので、ここの場合は、ちょっとまた予防ではないなという気が、予防という言葉はちょっと使わないで、何か工夫をしたいなという、そんな気がいたします。

潜在的な状況を発見するということと、例の、どうも参加支援という言葉がいろんな意味がやっぱり隠されているので、これも会得しながらですが、参加支援って、結構、例えば、「こまじいの家」なんかでも、いろんな形で人が活動に参加しているという、そういう状態が作り出されるということ自身がいろんな波及効果を生み出すのかなという、そんな感じがあって。

これは、高齢者の例ですと、近藤克則先生が疫学調査でやった有名な調査があって、笑う回数と心臓発作と脳卒中の頻度が相関があるという、面白い結果が出て、実際に脳卒中が起こるかどうかは、笑うという場を設定すると、少なくとも疫学的に見ると、たしか1.6倍だったと思いますね。笑わない人のほうが脳卒中の発症率が1.6倍だと、そういう数字があって。そうすると、笑うって予防なんですよ。その面から見ると、だけど、予防と言った途端に、笑いがフリーズしてしまうでしょう。予防のために笑うなんて、そんなばかなことはないわけで、そういう意味で、これが生活なんだろうなと思って。

そんなことをちょっと、いや、これは審議会の議論というよりは、むしろセミナーの中で議論したいような話なんですけど、そんなことで、ちょっと工夫、一工夫しながら、このテーマはちょっと取組、これはパブリックコメントとして出せるか、パブリックコメントを過ぎてからの話になるかは別としても、大変大事なご指摘を、地域計画の肝みたいなどころになっていますので、ちょっと考えて、議論を続けたいと思います。

どうぞ、今の議論も含めて、何かございますでしょうか。地域福祉計画の一つのポイントは、さっき者福祉と言いましたけど、ある1点で輪切りして捉えるという捉え方ではなくて、ライフコース、閉じ籠もりもそうですよね。どこかで何かのイベントがあったために閉じ籠もるんで、その理由は何か多様にあるはずですが、そういうものをどうつかまえるかというのは大きな課題ですね。

そういうことを含めた課題、要するに問題が見えてから介入するんじゃなくて、ボーダーラインのところまでどれだけ介入できるかという、そういう課題かなと思いながら、だんだん話が漂流しつつあるので。事務局がはらはらしていると思いますが、いかがでしょうか。

○室田委員 そういった意味では、重層的支援体制整備事業の地域づくりというのは、そういう予防的な環境を整えるという視点が入っていると思います。

この計画の中での恐らく地域福祉コーディネーターの活動支援のところ、結構地域づくりについても書いていただいているので、ここら辺をそう解釈するのか、もう少し肉厚に記述するのか。地域づくりというような項目は設けられていなくて、包括的な相談支援体制の構築というところはあるんですが、これは何か地域づくりに特化した項目というのは、すみません、僕また見逃しているかもしれませんが、何かそういう観点で書き足すということも可能かなと、ちょっと思いました。

○高橋委員長 ありがとうございます。ヒントをいただいたような気がいたします。

いかがでございましょうか。

○森委員 先生、よろしいでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○森委員 東京都社会福祉協議会の森です。

計画の取りまとめ、本当に事務局のご苦労は大変だったと思います、感謝いたします。

子供、若者の関係なんですけれど、一つが、昨年4月、東京都のほうでも、子供、若者計画というのを立てていらっしゃるかと思います。やはり育成支援、子供や若者の育成環境を支援していくという計画もまた別にあると思いますので、ただ、それが今、福祉分野の計画の中で、若者という視点が入っていないという点では、先ほどの小林先生の図から言うと、まだ若者が「広げる」の中に位置づいている段階なのかなと思っています。

そういった中でどちらかという、労働力人口という形で若者というふうに捉えられてきたかと思います。今は若者についても、ひきこもりという状態とか、そういった若者の中での非常にご本人さんにとっての困り事に着目しながらアプローチすべきと思いますが、やはり支え、支えられるという意味においては、だれしも課題があれば支えられることがあって構わない世代なんだということも、ちゃんとメッセージとしては必要なかなと思っています。

それが、ちょっと子供、若者のところで感じたことになりましたが、それ以外に三つほどちょっとお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○森委員 一つが、第3章の第2節の7ページに、地域福祉コーディネーターのことを書いていただいております。

自治体が積極的に専任の地域福祉コーディネーターを社協に配置してくださっている地域もあれば、第3章の第2節の9ページのところでは、都内において自治体が積極的に専任の地域福祉コーディネーターの配置してくださっている地域もあれば、ほかの業務と兼務して、その業務を兼務で行わざるを得なかったりとか、配置に至っていない区市町村も見られるということに記載いただいております。

これが今の現状という形になりますが、現在、重層的支援体制整備事業や移行支援事業に手を挙げている社協は地域福祉コーディネーターやCSW、あるいは地区担当者を置いている地域になっていますし、前段のところでも、地域づくりを担う人材が大切だということを書いていただいています。都の計画は区市町村の地域福祉計画にも影響のある計画ということでは、やはり今後、地域福祉コーディネーターの配置について、専任で置いていくということを目指してほしいという方向性が必要と思っているところです。

また、地域福祉コーディネーターは区市町村内のエリアごとに配置して、個別支援や地域支援という役割を担っていくということが、どんどん進んできておまして、各エリアにも配置されてきていますが、最近八王子市さんのようにエリアごとの配置に加えて、

区市町村圏域の全体にも地域福祉コーディネーターを配置して、区市町村全体の課題を可視化したりとか、関係機関と共有して対応する仕組みをつくったりなど、広く総合的な課題とか、複合的な課題の理解を広めるというような、そういった地域福祉コーディネーターの役割も広がってきているのかなというふうに認識しておりますので、やはりそういった地域福祉コーディネーターもだんだん進化していくというところを目指したいなと思っております。

二つ目になりますけれど、同じく第3章第2節の7ページのところ、これも私の意見の伝え方がちょっと不十分だったんですけど、社会福祉法人による地域公益活動をご紹介します。

ここでは、単数の社会福祉法人の地域公益活動の重要性を記載いただいておりますが、近年、区市町村圏域で複数の法人が連携して、地域公益活動に取り組むというネットワークですが、区市町村の社会福祉協議会が事務局となって、今51の地域でそのネットワークが出来上がってきています。

そういった中で、例えば、このコロナ禍で相談支援付きの食糧支援を複数の法人が連携して取り組んだりというような、そういった時機に応じて身近な問題に複数の法人で解決するという取組も出てきていますので、これが前回の計画以降に、こういった社会福祉法人も公益的な取組の中での進化した部分であると思っておりますので、少しお書き加えていただくとありがたいなと思っております。

最後に三つ目ですけれど、この間、地域福祉コーディネーターについては、委員会の中でも、やはり何度かご議論いただいて、今後積極的な役割が必要だというふうに思っているところなので、可能でしたら、資料4の概要のところにも、地域福祉コーディネーター、今何も触れていないので、少しでも触れていただくとありがたいなというふうに思っております。

以上3点です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

受け止めさせていただけたらと思いますが、事務局いかがですか。

○大久保生活福祉部計画課長 幾つかの区市町村にヒアリングをさせていただいて、地域福祉コーディネーターが本当に、その地域で活動して、かつ、そのコーディネーター同士で連携しながらというところで、非常にいい取組であると事務局としては思っております。

地域福祉コーディネーターは、当部に所管もありますので、こういった記載が可能か持ち帰って所管と相談したいと思っております。ありがとうございます。

○森委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 ちょっとご質問なんですけど、地域公益事業をやっていない社会福祉法人の割合はどのくらいあるんですか、東京都の場合。種類がいろいろあると思うんですが。

○森委員 多分、現況報告書で報告されておりますけど、基本的にはないというぐらいな状態かと思っております。

○高橋委員長 やっぱり法律を変えるとすることは、そういうことなんだ。ありがとうございます。

これが逆にいうと、どういうふうに深まっていくかという質の問題になりつつあるという、そういうことかと思えます。ありがとうございました。

それでは何か引き続き。

新保先生、よろしくをお願いします。

○新保委員 本当にお取りまとめいただきありがとうございました。

私からは2点あります。第1点は、第3章、第2節、18ページのところに、ソーシャルファームの創設及び活動の支援ということで、1ページ分割いて記述していただき、ありがとうございました。もしできればの要望ですけれども、丸の二つ目のところ、「都では」と書いてあるところの後に、例えば、令和元年12月に公布されたというように加筆して、令和元年に公布されたばかりの条例ですので、ちょうど条例がスタートして進んでいるというような、そういうことが分かるようにしてもいいのではないかと思います。

2点目ですけれども、第3章の第3節、生活困窮者支援について、テーマ②というところで書いていただいております。かなり詳細に書いていただいている、この内容そのものはよいのではないかと思います。

気になっているのが、ほかに記述があれば教えていただきたいのですが、生活保護制度について何も触れられていないことです。生活保護制度については、必ずしも制度の正しい理解がなされない中で、本当に最低生活に届かない生活を送っていても、制度の申請、利用につながらないということが課題となっているということを、前回もお伝えさせていただきました。やはり制度の理解をきちんと促していくとともに、必要な方がきちんと制度を申請したり、利用できるように、都民への広報ということ、関係機関も制度についての理解を深めながら、生活を支える制度として、適切に活用されていくということが進むような記述をどこかに入れていただけたらありがたいと思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

コロナの後、住居確保給付金や生活福祉資金貸付の申込者の特性が、今までの生活保護受給者のイメージと大分変わった感じになっているという、女性がとっても多いとか、これ非正規雇用からの失職の方々、それから居住を失った人たちなんだけど、居住を失うと今度は、生活保護の今の制度だと、一旦出て、新しい家を探さなきゃいけないという、負担の大きな運用になっていて、それを補足する仕組みが不十分なため、本当はだから生活保護制度の改革ができなかったツケが物すごく大きくこれから出てくると思っているんですが、そこは詮ない話なので、国もなかなかこの政治状況でやれるかどうか分からない。医療扶助だけ伸びて、生活扶助はカットするということをやっているわけですから、まあそれはちょっと愚痴になりますけれども、今のご指摘は、厚生労働省は生活保護を利用しようという、そういうことを公式に言っていますので、そのことを含めて、自治体の生活

保護行政の在り方について、いろいろこれからのニーズの変化に合わせて、どういう対応をするかということは言及してもいいテーマかなと思いついて伺ってありました。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ、小林先生。

○小林委員 先ほど、森委員がおっしゃった地域福祉コーディネーターのところのお話なのですが、テーマ①の8ページあたりで、コーディネーターという概念をどのように捉えていくかということで、議論が分かれているのではないかと思います。個別支援というと、例えば、最近の重層支援の考え方を取ってみると、やはり課題をたくさん抱えている方々に対応するというイメージが強いのと思います。これはどちらかというと専門機関の専門職の人たちが、寄り添う支援をするということになりますが、地域では、多分地域福祉コーディネーターが寄り添うという結果に多分なっているかと思います。

地域福祉コーディネーターが行う個別支援と地域支援というのは、8ページの下から三つめの○ところに「直接支援」と「間接支援」という説明になっています。これは浦田委員とこの間ずっと一緒に研究しながらこの概念を使ってきたのですが、「直接支援」というのは、個別に対象者と関わるという意味ですが、そのような実践の行うためにも、実は「間接支援」が必要になっていて、例えば、先ほど話がありましたけれども、住民から気になる人が出てきて、その情報がコーディネーターのところに来ると、コーディネーターは、そのことを踏まえて住民を巻き込むこともできます。

例えば、見守りが必要だったらちょっと見ていてくださいとか、例えばボランティアで支援してくださいですとか、あるいは見守りのサポーターになってください、というような、あまり好きな言葉ではないのですが、資源化するように、コーディネーターがいろいろな要素を組み立てていくという意味が、この「間接支援」というところに入ってきています。

これは浦田委員に説明していただいたほうがいいですね。

ですから、コーディネーターは、個別に、ただ個人に寄り添うという意味ではなくて、住民を含めて個人に寄り添っているという意味で、「間接支援」がすごく重要だということになります。

統計的に見ても、コーディネーターの活動では、「直接支援」よりも「間接支援」が2倍ぐらいいろんな活動をしているといいます。その場合の「間接支援」を行うということはネットワークをつくるという意味ですし、地域資源と関わる、地域資源をつくるということにも関わっているのです。コーディネーターのイメージを、課題が多いか少ないかではなくて、地域でその人にどう関わるかということになってくると、随分可能性が広がってくるのではないかと思いますというのが私の理解です。

すみません、ここ浦田委員のほうがよくお分かりなので、補足をお願いします。

○高橋委員長 浦田さん、補足できる。

○浦田委員　そうですね、「間接支援」で知り合った方たちと、地域支援をするというところが、個と地域の一体的に支援をするというところで、実際そういうような形になっています。なので、個人の方への支援と地域への支援を両方合わせてやっていくところがすごく重要であると思います。その間の概念として特に「間接支援」というところで、今まで困っている方と専門職の関係だったところをもっと広げて、その方の周りの地域の方たちと一緒に個の問題を解決することで、また新たな個の問題に地域で対応できたり、もしくは個の課題を起きる前の予防、という言葉はこの分野だと「未然に防ぐ」という言葉のほうがいいでしょうか、そういったような地域活動の立上げにも関わってくるということですね。この「間接支援」という概念は結構ポイントだなというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員長　ありがとうございます。

ちょっと伺った後の感想なんですけど、これ支援じゃなくなりますよね、あるところで。支援される人ではなくて、参加する人にならなくなっていくことを支援するという、何かそれはそれこそ包摂という、とっても難しい言葉で使っていた、単に自分たちの仲間にするというのが包摂だと、僕はそういうふうに理解しちゃったほうが早いと思っているんですけど、それで仲間にするってどういうことかと、一緒に仕事をしたり、一緒に活動したり、まずは一緒にお茶を飲むことから始まるのかもしれないけども、何かそうすると「間接支援」なのかな。実は腕まくりして待っていた人が、何かいろいろ世話焼きができる機会ができるおかげで、支援をさせてもらえるようになるという意味では、いわゆる支援対象と言われていた人たちは、支援をさせてあげる、そういうきっかけづくりになってくれた人だという、地位の逆転というか、意味の逆転が起こってきて、それが多分単なる若若男女ごちゃ混ぜという言い方と同時に支えることと、支えられることのごちゃ混ぜ化みたいな。

昔は、大家と言えば親も同然、子と言えば、店子と言えばという話も世界もそうだし、向こう三軒両隣って、大体助けたり、助けられたりという関係だったわけだから、それを今こういう言葉で表さざるを得ない都市的というか、社会的状況があるんだという、そういう感じが小林さんの話と浦田さんの話を伺いながら、改めて思ったんですが、そうすると、意味の逆転が起こるとするのは、ケアというものの面白さですね。

そこら辺がうまく、そうすると、行政的な給付という世界では、永遠に支援を受ける人じゃなきゃいけない。それでこの人は自立したから、給付からおさらばしようという話なんだけど、地域はそうではないよという、そこら辺の差異みたいなものをうまく提示できたらいい。ここら辺は文章だけじゃなくて、何か事務局も頑張っているんな絵を描いてくださったので、ここら辺、何か一つビジュアルな表現ができるかできないか、ちょっとお知恵を拝借できないかなと、伺いながら思いました。

ここは、こういうところが非常に明確に読み手に伝わるように書けると、地域福祉支援計画の大事な要のところを押さえることになると思いましたので、ぜひもう一汗かきたい

なという、そういうテーマだと思います。

小林さん、お願いします。

○小林委員 委員長、ちょっとよろしいですか。

「間接支援」と言っているのは、「直接支援」の後ろにいるということです。後ろにいて、目に見える支援をしているのではなくて、後ろで、専門機関との調整をしておくとか、あるいは、いろいろな関係者に話をしておくということで、直接関わらなくても後ろ側でいろいろな根回しをしておかないと「直接支援」ができないんです。ですので、直接に関わらなくても、背後でそういう支援の動きをしておかないといけないという意味が大切なので、これはコーディネーター論ですから、コーディネーターの活動が「支援」ではないと言ってしまったら、すこし問題ではないかと思うので、私はやっぱり「直接支援」「間接支援」という概念がいいと思います。私はできたら、この支援の概念を残していただいたほうがいいのではないかという気がします。

○高橋委員長 やっぱりいろんな込み入ったものも整理しながら支援がワーカブルに動くように労を尽くす役割を持った方ということなのかなと、そういう意味で確かに「間接支援」でも。いろんなニュアンスをちょっときちんと表現しながら、それではこれを「間接支援」と定義しましょうみたいな。言葉ありきになっちゃうと、そっちに引きずられちゃいますので。今、小林先生がおっしゃってくださったようなことをはっきり出しながら定義していく。これほかの概念も相当厚労省が出してきたのは、そういう操作をちょっとしないと、地に着かないみたいな概念がたくさんありますので、ちょっと目通しができないかなと思いました。

あと何かございましたでしょうか。

○長谷川委員 すみません、ちょっと今の話で大田区なんですけど。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 高橋先生からも今事務局で「間接支援」を分かりやすくするために、絵とかという話はあったんですけど、実は大田区も地域福祉計画をつくっていくときに、なかなか分かりづらいねと、説明文というんですか、役所的なこういう計画文でつくと分かりづらいねという話がありまして、やっぱりそこは具体的な事例とか、実際の個人情報もありますから架空事例になるかもしれませんが、そういったものを抱き合わせでコラムや図を間に入れていって、なるほどねという、そういう工夫をしてみようという、幾つか取り入れているんですけど、そんな方法も一つの案として考えられたらどうかと、これはあくまでも、そうしてくださいというよりは、そんなものもあるんじゃないですかという事務局への提案でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。ありがたいご提案をいただきました。

実は、これからの計画って、何年に一回、紙ベースでどさっとつくるといって、そういうのと同時にデジタル版があっというんですよね。そうすると、そこに今ご指摘いただいた新しい実践ができたじゃないか。それじゃあ、それを実践としてはめ込もうよとか、新し

アイデアで図ができれば、それを入れようよとかという、何か計画がそういうある種、有機的に成長していく計画みたいな。それは地域の成長と、一緒に成長していく計画案みたいな、そんなイメージを、そろそろデジタルの時代だから考えても。そうするとそれは、保健生活福祉部の地域福祉ポータルサイトみたいなものをつくっておいて、そこで日々、あるいは、それこそ参加型で、こういう実践が始まりましたよというのを入れていただくとかということも、生活福祉部はデジタル化に対応できるようになってほしいという、そんなことも含めた大田区さんからの大変すばらしいご提案、ありがとうございます。ほかに何かございますか。

すみません、これは学部の学生用の話なんですけど、今まで要するに輪切りにして、いろんなものを捉えているんだけど、実は、全部歴史を持っているわけですよ。それをライフ視点とか、いろんなことを言うわけですが、それをもう一回、ここは大きなウェルビーイングのフェーズを考えながら、地域福祉計画の場合は、ますますそういう発想が必要で要するにライフヒストリー、要するにある時期に起こっているイベントというのは、後ろに歴史を抱えているわけです。閉じ籠りなんてまさにそうだし、最近いろんな議論をしているのは、愛着障害というのは、いろんなところで单身化の原因の一つはそれだとか、いろんな議論があるので、ちょっと歴史的なライフステージとリスクを合わせて考える視点があるよねという話を学生にしたときのを1枚出したんですが、ちょっとそういう、今までは全部ある一時点で、要は援護者とか、住宅確保要配慮者とかと捉えて、ボリュームを計算して、ニーズはこのくらいというふうに言っていたのが、実は、それぞれの歴史まで捉えないと地域共生社会の理論にはなりませんよという、そのためのヒントでございます。あまり他意はございませんが、ちょっとそういう視点で考えてみると、少し補助線が引けるんじゃないかという趣旨でございます。

以上、それは、参考までにということですので。以上でございます。

私は結構です。何かご質問があればお受けしますが。

というのは、なぜこういうことを考えたかということ、これから発生するのは、非正規雇用者の高齢化問題なんですよ。要するに今までの国民年金層は、商売をやっていた人が家作を持っている。それこそ文京区だと、大学周辺の未亡人の下宿がそれだったわけでしょう。ご主人の恩給と家作の収入で老後生活を営むという、そういうモデルだったのが、商売をやっている人じゃなくて、非正規雇用者が国民年金層になりますから、そうすると不完全年金の人が物すごく出てくると。これもう明らかに膨大な生活扶助対象者が、これから現れるという。そうすると、それを地域が、地域にあふれ返るといってさえ考えざるを得ない時代がもうすぐ来ますので、そうすると、そういうライフヒストリーとして、今どういう問題があるのかというのは、将来の問題と物すごくリンクしているよということを考えてくださいという、これは学生向けなんですけど、実は実務家にとっては、こういう中長期的な視点が物すごく足りないと思っている。

だけど、昨日もあるところで講演したのですが、自分の生まれた年に西暦換算して、8

0というのを足してください。70を足してください、そのころに日本の高齢化はどうなっていますかという、そういう問題としてというのは、例えば、タワマンは50年から60年使うことになりますから、そうするとタワマンをどうするかというのは、今やっぱり地域づくりをやらしてもらわないと無理だとか、そんな話ちょっとやや冗長の話で恐縮です。そのための資料がございます。お役に立ったかどうか分かりませんが、以上です。

どうぞ、もう少し別の視点からお気がつきのことはございますでしょうか。

小林さん。

○小林委員 なければ一つだけ。資料のテーマ1の24ページで、これは事務局にお伺いしたいのですが、この再犯防止に関する活動が行われているというのは大変重要な福祉課題になってきていると思いますが、これとの関連で、法廷における福祉的支援活動で、フォレンジックという言葉があり、フォレンジックソーシャルワークという活動が重要になってきているようですね。法廷における訴訟に当たって、福祉的な支援をするという領域は法務省のほうの話なのでは、保健福祉のほうでは、こういう議論はどういうふうになってきているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思いました。

○大久保生活福祉部計画課長 小林先生、すみません、フォレンジック。

○小林委員 フォレンジックとか、フォレンジックというようですが、要するに法廷で起訴されたり、いろいろな裁判手続などにおいて、そこに福祉的な視点から、専門家が加わるというような考え方なのでは、日本ではあまり問題になっていないのでしょうか。

○大久保生活福祉部計画課長 例えば、先生、知的障害者の方が訴訟となったときに、その方を支援するような方も一緒に、そういう活動のことでしょうか。

○小林委員 そうです。それは地域福祉の課題ではないかもしれないけど、アメリカではかなりこれ盛んなようですね。

○大久保生活福祉部計画課長 そうですね、私の記憶の限りでは、以前障害者施策推進部に在籍していたとき、障害のある方が支援を受けられずに累積犯罪者になってしまう例があるというような問題が世間で話題になっているときに、やっぱりそういった支援の視点は大事だというような話は当時出たというふうに記憶はしているんですけども、今その地域福祉を考えるに当たって、それを具体的に検討したり、それを事業化するというのは、今のところはしていない状況かと思います。

○小林委員 東京都では何かそういう取組はありますか。

○大久保生活福祉部計画課長 都民安全本部に聞かないと詳細は分からないのですが、福祉保健局では、そういったことはしていないと思います。

○小林委員 分かりました。ありがとうございました。

○高橋委員長 あれは多分訴訟過程だから、裁判所と弁護士の話ですよ。そうすると弁護士がそういう配慮をするかどうかというようなレベルの話なんだろう。その事案ごとには、いろんなアクションと結びつくかどうかというのは、弁護士の話じゃないかなと伺いながら思っておりました。

だから、むしろこちらは、刑余者ですから、出てきた人たちをどう地域に定着させるかという、地域生活定着支援センターから住居支援みたいな話で書かれているんだと思いました。

○小林委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 実はこの問題、結構深刻、ご承知のように、よく報道されるように、山本譲司さんのドキュメントにもあったように、刑務所が認知症高齢者のケア施設になってしまっているという、そういう議論はちょっと、累犯者は結構そういう人たちが巻き込まれるケースが結構あるそうですから。

最近厚労省と住宅局、国交省の協議に法務省が参加するようになった理由はこれです。だから地域生活定着支援センターは、厚労省の所管で先頃、亡くなられた田島良昭さんが大変努力されてできたんだけど、そこから先の地域社会への定着問題だというふうに話になりつつあった法務省も関心、そういうことになってきたということは、やっぱりある程度、東京都の場合も理解しておいたほうがいいなという意味ではよかったです。

以上です。

ほかに何かございますでしょうか。

お気がつきのことがあれば、ご発言。

○横山委員 武蔵野市民社協の横山です。

○高橋委員長 よろしく申し上げます。

○横山委員 ちょっと質問になると思うんですけど、これまでの委員会の中で、地域福祉コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーの名前が分かりづらいというか、どうしようかみたいなお話が出ていたのを、もう既に都内にお名前がコミュニティソーシャルワーカーだったり、地域福祉コーディネーターだったりというふうに、もう既にいらっしゃる方がいて、それで地区町村ごとに進めているので、もう東京都としては、何か名前をそろえろとか、そういうのではなく、特に名前は触れずに、そのままいくのかどうかだけ確認できればと思います。

○高橋委員長 これは誰がどう決めるのかという話だ。これ、ちょっと結構、だけど深刻ですよね。地域福祉コーディネーターは、コミュニティソーシャルワーカーであるのかなのかという。

○大久保生活福祉部計画課長 何か統一的な名称にしたほうが、恐らく都民の方から見て分かりやすいだろうということはあるのですが、それぞれ根っこの制度が東京都が直接というものではなかったりもするので、東京都が決められないというところもあるので、記載の中でも、最後、地域福祉コーディネーターなどハブになる役割というふうにしたのは、ちょっとそれが理由というか、なかなか名称の統一を東京都の権限でやるというのは難しいというのが実情です。

○高橋委員長 少なくとも、社福として地域福祉コーディネーター、ケアマネジャーはさすがにもう定着したかもしれない。だけどケアマネジャーもそういう側面がないわけでは

ないし、実は保健師は、かなりコミュニティソーシャルワーカー的な役割をして、下手な福祉職よりはよっぽどやっているというとか、類概念がたくさんあるので、そういう類概念がこういうのがあって、これはこういう根拠に基づいていますよというのぐらひは、地域福祉計画をやる場合に、マンパワー問題というか、リソースの話を考えて、必ずこういう問題に、あと、生活支援コーディネーター、それから認知症の介護相談員は、この範疇に入らないかもしれないけど、ややごっちゃになるとか、いろんなものをちょっとこういうのがあるよと、それで根拠は何よというの、資料として提供しておいてもいいかな。だけどそれを調べ出すと大変ですね。

○大久保生活福祉部計画課長 高橋先生、すみません、実は色々なコーディネーターの一覧は、既にあるのですが、コーディネーターという名称が非常にたくさんあって。

○高橋委員長 そうなの。

○大久保生活福祉部計画課長 そうなんです。それをつけるとかえって分かりづらくなるという心配もあり、これは事務局からのご提案なんです、圏域のイメージから個別の、それこそ地域支援コーディネーターであるとか、民生委員であるとかの名称を外しているんですが、今回、逆にそういった人がいるということを知っていただくために、図には入れ込めないんですが、そういった中で、地域にはこういう社会支援があるみたいなことを書いてもいいかと思っていたので、ここに例えば、その地域福祉コーディネーターとか、CSWとか、主なそういった方、こういう資源があるみたいな形で、何か図の横にこう列挙するであるとか、そういった形で何かできないか事務局で議論、検討してみます。

○高橋委員長 小林先生、そこら辺いかがですか。

○小林委員 そうですね。実際にもう名前が違っちゃっているから。今、事務局で提案していただいたぐらひが当面、この計画ではできる限界でしょうか。もうちょっと違う統一した名前ができれば、例えば地域生活支援員のような、それを類型化する概念が出てくるというかと思えますけど、もう少し時間が必要かと思えます。

○高橋委員長 法制度と対象と、それから支援の手法と専門性とが、いろんな要因が多過ぎるものだから、本当に困ったもんだという感じで、ますます分からなく、それで学生の先生は、CSW大事だ、ソーシャルワーカー大事だと言って、そういう話と現実の話がごっちゃになっちゃうものだから、これは深入りすると大論争になりますので、その手前で整理しましょう。今の事務局提案を踏まえて整理させていただきます。ありがとうございました。

いかがでございましょうか。お約束の時間は何時までだったっけ。そろそろ。

○大久保生活福祉部計画課長 あと10分ぐらひ議論の時間がございます。

○高橋委員長 それじゃあ、ほかに何かご質問がなければクローズの準備というか、次までのステップの話にいきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、大変多彩ないろんなご意見をいただきました。これをパブリックコメントまで間に合わせる作業と、もうちょっとパブリックコメントを受けて、さらにブラッシュア

ップしなきゃいけないという話と、多分あと2ステップ残っているわけですが、差し当たり、これまでいただいた様々な意見を踏まえまして、私と小林副委員長と事務局で相談をして、パブリックコメント用のというか、報告書にまとめさせていただくという作業をやらせていただきたいと思いますっておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

また、その11月ですから、10月中にということになりますが、何かご意見があれば、早めにお寄せいただくと大変ありがたいと思います。

修正後の素案については、パブリックコメントの開始前に、事務局から日程と併せて、情報提供させていただくということで、今日はそこまでということでございます。

それでは、これからの日程等につきまして、事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 すみません、それでは、パブリックコメント案に、もし反映をご希望のご意見がございましたら、大変恐縮ですが、来週の月曜日までにメール等で構いませんので、担当の菊田までお寄せいただければと思います。

なお、パブリックコメント中も、引き続き、委員の皆様にはご意見をお伺いしていこうと思うので、このタイミングで難しいのであれば、パブリックコメント発表後にご意見をお寄せいただければと思います。

今回の策定委員会につきましては、基本的には最後の策定委員会になりますが、12月中旬頃の実施を予定しております。時間、場所については追ってご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上になります。

○長谷川委員 会長、すみません、大田区なんです。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 1点だけ、すみません、先ほど言い忘れたことがあって、事前に付箋をつけていたんですけども。第3章第3節のいわゆる権利擁護の部分なんですけれども、権利擁護の中で成年後見等の中に、もちろん解説の中に意思決定支援の重視というのを書いていただいているんですが、取組の方向性の中に、もう少し意思決定支援、本人の意思決定支援というのは、非常に今、成年後見だけじゃなくて、権利擁護の中で大事な流れというのか、考え方になっていきますので、できれば、今みたいに取組の方向性の中にもしっかりとそこを踏まえるということを入れていただければなと思っております。

私からは以上でございます。すみません、最後に。

○高橋委員長 ありがとうございます。

大変大事なご指摘です。やっぱり死後事務も含めて、単身でお亡くなりになる、身寄りの方がいらっしゃらないという、そういう方は、これから幾何級数的に増えるわけで、これもまさに地域支援。空き家の除却だってそうですよね。一方で言えば、そっちの話が、そういうこと言えば、東京都は単なる地域福祉だけではない課題がありますが、差し当

たり権利擁護、これはきちんと、厚労省社会・援護局の中にも担当室ができておりますので、改めて推進の課題として入れさせていただくようにいたします。

よろしゅうございましょうか。

まだ、ちょっと時間があるんですか、言い忘れたこと、念押ししたいことがあれば、お受けいたしますが、よろしゅうございますか。

それでは、今日の委員会はこれで閉会させていただきます。先ほど申し上げたようなそんなスケジュールで、これから最後の上り坂でございますが、何とかゴールにたどり着きたいと思っておりますので、また皆様の忌憚のないご助力をいただきたいと思えます。

それでは、今日の会はこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 02時48分 閉会)